

水田・畑作経営所得安定対策の実施状況

(品目横断的経営安定対策)

平成20年3月

農林水産省

— 目 次 —

1	19年産の加入申請状況等	1
2	20年産秋まき麦の加入申請状況等	4
	(参考1) 水田・畑作経営所得安定対策の目的	5
	(参考2) 水田・畑作経営所得安定対策の支援対象	6
	(参考3) 水田・畑作経営所得安定対策による支援の内容	7
	(参考4) 今回の見直しの経緯と概要	
	(1) 生産現場からの意見・要望	9
	(2) 今回の見直しの概要	10
	(3) 面積要件の見直し(市町村特認制度の創設)	11
	(4) 集落営農組織の将来の不安解消	12
	(5) 集落営農への総合的な支援	13
	(6) 収入減少影響緩和対策の充実	14
	(7) 交付金の支払いの一本化、申請手続の簡素化	15
	(8) 名称等の変更	16

1 19年産の加入申請状況等

- 水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）の申請経営体の19年産の作付計画面積についてみると、
- ① 米については、昨年までの担い手経営安定対策加入面積を上回り、「稲作所得基盤確保対策加入面積の2分の1」という当面の目標についても、これを超える作付計画面積を達成。
 - ② 麦、大豆、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょの畑作4品目については、これまでの品目別対策で支援の対象としてきた面積とほぼ同程度の水準。

【申請経営体数】

単位：経営体

経営体数	全国計	認定農業者			集落営農組織		
		小計	個人	法人	小計	特定農業団体	準ずる組織
	72,431	67,045	63,415	3,630	5,386	1,696	3,690

(注)「準ずる組織」とは、品目横断的経営安定対策の対象となる集落営農組織のうち、特定農業団体と同様の要件を満たす任意組織。

【作付計画面積等】

単位：ha

	全国計	品目別対策支援対象面積 (注)
米	436,869	752,047 (稲得) 201,286 (担経)
麦	253,860	259,742
大豆	110,073	99,156
てん菜	66,027	68,000
でん粉原料用 ばれいしょ	22,191	22,400

(注)1 米の欄の上段は18年産稲作所得基盤確保対策加入面積、下段は18年産担い手経営安定対策加入面積

2 麦については18年産民間流通麦の作付面積

3 大豆については18年産大豆交付金対象面積

4 てん菜、でん粉原料用ばれいしょについては、19年産作付指標面積

※対策加入者の米の作付計画面積は約44万haで、約230万tとなっている。

【対策参加農家数（推計）】

全 国	申請経営体	認定農業者 (注1)	集落営農組織		計 (推計)
			組織数 (注1)	参加農家数 (推計)注2	
全体	72,431	67,045	5,386	220,826	287,871
米	58,873	55,088	3,785	155,185	210,273

注1：平成19年産品目横断的経営安定対策加入申請状況(平成19年8月3日公表)。

注2：集落営農組織への参加農家数は、集落営農実態調査(平成19年2月1日)に基づき平均41戸と仮定。

【特例の申請状況】

	全国	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国・四国	九州
特例申請割合	14%	13%	4%	10%	11%	17%	37%	46%	31%
物理的特例	52%	77%	27%	37%	50%	40%	25%	86%	27%
生産調整特例	14%	0%	23%	13%	27%	47%	67%	4%	8%
所得特例	33%	23%	49%	49%	24%	13%	8%	11%	65%

※特別な事情による特例については、19年産は申請実績なし。

各県別加入申請状況（19年産）

県別一覧	経営体数 (経営体)	19年産作付計画面積										
		米		麦		大豆		てん菜		でん粉原料用 ばれいしょ		
		(ha)	目標充足率 ※1 (%)	(ha)	目標充足率 ※2 (%)	(ha)	目標充足率 ※3 (%)	(ha)	目標充足率 ※4 (%)	(ha)	目標充足率 ※5 (%)	
合計	72,431	436,869	116%	253,860	98%	110,073	111%	66,027	97%	22,191	99%	
北海道	22,301	92,449	197%	117,017	99%	20,578	91%	66,027	97%	22,191	99%	
都府県	50,130	344,420	105%	136,843	97%	89,495	117%	—	—	—	—	
東	青森県	2,595	13,496	84%	1,902	101%	3,309	121%	—	—	—	—
	岩手県	2,178	20,052	100%	3,430	100%	2,591	143%	—	—	—	—
	宮城県	2,757	24,087	89%	2,777	98%	9,429	116%	—	—	—	—
	秋田県	5,781	40,624	125%	293	106%	6,815	134%	—	—	—	—
北	山形県	4,913	33,752	130%	127	105%	5,712	133%	—	—	—	—
	福島県	1,647	9,275	79%	474	129%	942	110%	—	—	—	—
関	茨城県	1,461	7,378	100%	8,165	86%	3,691	144%	—	—	—	—
	栃木県	3,446	16,323	92%	10,203	80%	4,560	110%	—	—	—	—
	群馬県	660	1,826	118%	7,191	90%	160	90%	—	—	—	—
	埼玉県	476	1,980	170%	5,900	91%	254	165%	—	—	—	—
	千葉県	164	1,182	128%	658	82%	349	125%	—	—	—	—
	東京都	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	神奈川県	16	32	50%	13	47%	—	—	—	—	—	—
東	山梨県	46	187	64%	38	87%	19	—	—	—	—	—
	長野県	637	6,973	101%	2,175	107%	1,131	102%	—	—	—	—
	静岡県	173	1,405	273%	819	85%	291	181%	—	—	—	—
北陸	新潟県	6,970	41,123	115%	425	100%	5,297	98%	—	—	—	—
	富山県	1,284	16,122	113%	2,149	126%	5,131	100%	—	—	—	—
	石川県	1,111	8,534	100%	1,216	116%	1,533	104%	—	—	—	—
	福井県	846	8,140	97%	4,116	103%	1,215	115%	—	—	—	—

※1. 18年産稲作所得基盤確保対策加入面積の5割（375,921ha）に対する割合。 ※2. 18年産民間流通麦作付面積（259,742ha）に対する割合。

※3. 18年産大豆交付金交付対象面積（99,156ha）に対する割合。 ※4. 19年産てん菜作付指標面積（68,000ha）に対する割合。

※5. 平成19年産でん粉原料用ばれいしょ作付指標面積（22,400ha）に対する割合。

注. 作付計画面積とは、品目横断的経営安定対策加入申請書（別紙様式第5号）における作付計画面積。

県別一覧		経営体数 (経営体)	19年産作付計画面積									
			米		麦		大豆		てん菜		でん粉原料用 ばれいしょ	
			(ha)	目標充足率 ※1 (%)	(ha)	目標充足率 ※2 (%)	(ha)	目標充足率 ※3 (%)	(ha)	目標充足率 ※4 (%)	(ha)	目標充足率 ※5 (%)
東海	岐阜県	426	4,440	98%	2,721	107%	2,171	116%	—	—	—	—
	愛知県	380	4,651	141%	5,277	96%	3,924	105%	—	—	—	—
	三重県	624	4,094	88%	5,473	109%	2,772	117%	—	—	—	—
近畿	滋賀県	1,444	9,721	103%	7,134	103%	4,263	150%	—	—	—	—
	京都府	154	797	37%	242	104%	65	—	—	—	—	—
	大阪府	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	兵庫県	514	2,659	51%	2,133	113%	591	243%	—	—	—	—
	奈良県	15	24	15%	108	86%	31	88%	—	—	—	—
	和歌山県	3	5	282%	—	—	—	—	—	—	—	—
中国・四国	鳥取県	178	1,430	45%	103	199%	542	106%	—	—	—	—
	島根県	419	3,348	68%	567	142%	572	120%	—	—	—	—
	岡山県	304	1,581	46%	2,162	92%	277	171%	—	—	—	—
	広島県	269	2,613	66%	94	127%	382	122%	—	—	—	—
	山口県	683	4,464	71%	837	98%	494	111%	—	—	—	—
	徳島県	28	91	166%	128	111%	—	—	—	—	—	—
	香川県	396	3,604	103%	2,065	87%	66	150%	—	—	—	—
	愛媛県	270	1,040	74%	1,595	91%	242	112%	—	—	—	—
	高知県	26	107	58%	5	58%	114	99%	—	—	—	—
九州	福岡県	1,533	9,973	116%	20,163	102%	7,882	110%	—	—	—	—
	佐賀県	1,096	17,688	211%	21,350	102%	7,896	112%	—	—	—	—
	長崎県	197	674	60%	1,714	91%	314	101%	—	—	—	—
	熊本県	1,741	12,584	141%	6,486	96%	2,378	112%	—	—	—	—
	大分県	783	2,712	85%	4,295	88%	1,793	109%	—	—	—	—
	宮崎県	1,063	1,756	65%	30	202%	129	108%	—	—	—	—
鹿児島県	407	1,773	84%	90	79%	167	112%	—	—	—	—	
沖縄県	16	101	26%	—	—	—	—	—	—	—	—	

※1. 18年産稲作所得基盤確保対策加入面積の5割(375,921ha)に対する割合。 ※2. 18年産民間流通麦作付面積(259,742ha)に対する割合。

※3. 18年産大豆交付金交付対象面積(99,156ha)に対する割合。 ※4. 19年産てん菜作付指標面積(68,000ha)に対する割合。

※5. 平成19年産でん粉原料用ばれいしょ作付指標面積(22,400ha)に対する割合。

注. 作付計画面積とは、品目横断的経営安定対策加入申請書(別紙様式第5号)における作付計画面積。

20年産の加入申請状況：20年産の秋まき麦について、平成19年6月1日から8月31日までの間加入申請を受付。
認定農業者24,532、集落営農組織3,221、合計27,753が申請。
申請を行った者の麦の作付予定面積は248,095ha。

2 20年産秋まき麦の加入申請状況等

- 20年産秋まき麦に係る加入申請については、作年6月1日から8月31日までの間に、秋まき麦を作付ける農家のうち収入減少影響緩和対策に加入する農家からの受付を行ったところ、全国で27,532経営体、うち認定農業者24,532経営体、集落営農組織3,221経営体からの申請。
- また、これらの者の麦の作付計画面積は約24万8千haで、19年産の秋期加入申請(平成18年12月5日公表)との比較では、約4千haの増加。

【申請経営体数】

単位:経営体

経営体	計	認定農業者			集落営農組織		
		小計	個人	法人	小計	特定農業団体	準ずる組織
全国 (19年産)	27,753 (27,700)	24,532 (24,646)	22,664	1,868	3,221 (3,054)	912	2,309

(注)「準ずる組織」とは、品目横断的経営安定対策の対象となる集落営農組織のうち、特定農業団体と同様の要件を満たす任意組織

()は「品目横断的経営安定対策の秋期加入状況(速報値)」(平成18年12月5日公表)の数値。

【作付計画面積】

単位:ha

全国	計	認定農業者	集落営農組織
4麦 (19年産)	248,095 (243,885)	184,035 (181,377)	64,060 (62,507)
小麦	198,761	155,626	43,135
二条大麦	29,362	15,377	13,985
六条大麦	15,996	10,243	5,752
はだか麦	3,976	2,789	1,187

注:()は「品目横断的経営安定対策加入申請状況(速報値)」(平成18年12月5日公表)の数値。

〔参考1〕水田・畑作経営所得安定対策の目的

○ 水田・畑作経営所得安定対策の目的は、土地利用型農業の体質強化と国際規律に対応し得る政策体系への移行。

○ 土地利用型農業の体質強化

- ・ 主業農家の生産シェアが低いなど構造改革が遅れている土地利用型農業部門において、規模拡大等による体質強化を図ろうとするもの。
(対象品目は、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ)
- ・ 対策の対象者が一定の経営規模要件(面積)をクリアする努力をテコに、規模拡大を実現することをねらうもの。

面積: 他産業並みの所得が実現できる1/2の規模

- ・ 認定農業者は4ha(都府県)、10ha(北海道)
- ・ 集落営農は20ha

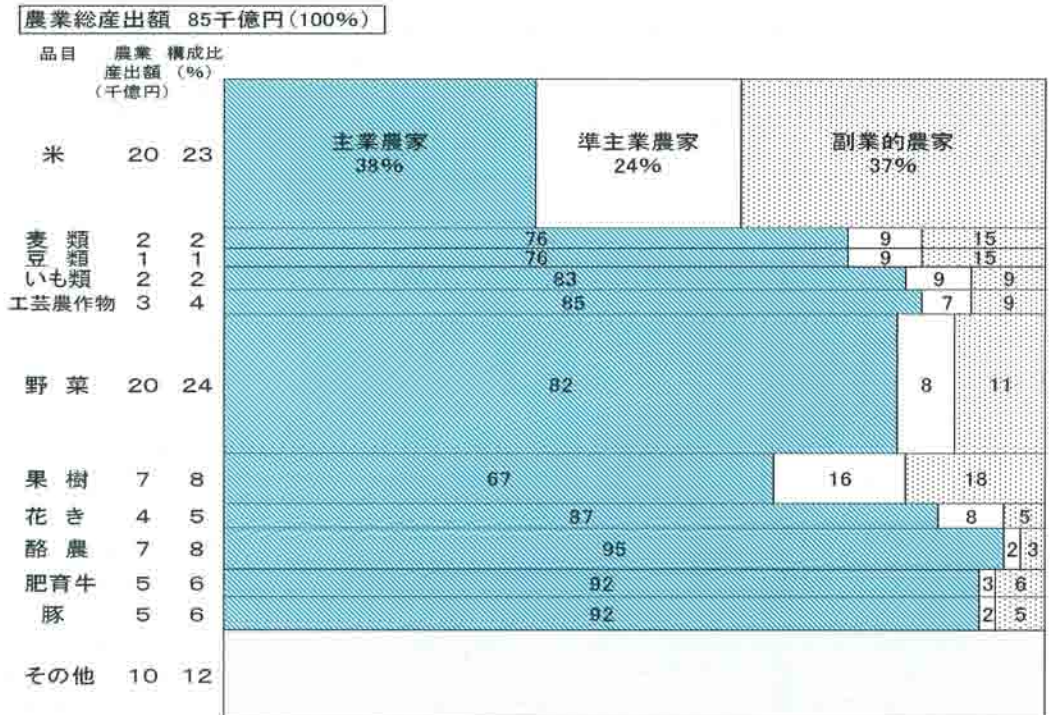
- ・ 一方、零細・小規模農家が多数を占め、主業農家がない水田集落が全体の半数ある等の実態。

こうした中で、この要件を直ちにクリアすることは困難であることを踏まえ、小規模・高齢農家も集落営農を組織し、参加すれば、施策の対象となる途も用意。これにより、地域農業の組織化を誘導。

○ 国際規律に対応し得る政策体系への移行

- ・ 国内支持に関するWTOルールにおいて削減対象とならない「緑の政策」に極力なるよう、直接支払いの仕方を変換する。

【品目別にみた農業総産出額の農家類型別シェア(平成17年)】



【水田作の主業農家がない水田集落の割合】

地域	水田集落数	水田作主業農家がない集落	割合
全国	70,590	36,280	51%
北海道	2,073	227	11%
東北	9,992	2,160	22%
北陸	9,096	4,197	46%
関東・東山	8,264	3,274	40%
東海	5,222	3,494	67%
近畿	7,660	4,842	63%
中国	12,672	8,647	68%
四国	5,368	3,686	69%
九州・沖縄	10,243	5,753	56%

【国内支持に関するWTOルール】

「緑の政策」
…貿易の歪曲性がないか最小限の国内助成

「黄の政策」
…最も貿易歪曲的な国内助成

〔参考2〕水田・畑作経営所得安定対策の支援対象

○ 意欲と能力のある担い手(認定農業者、集落営農組織)を対象

原則

- ・ 認定農業者 都府県4ha以上、北海道10ha以上
- ・ 集落営農組織 20ha以上

特例

- ①所得確保の場合の特例 …………… 農業所得が市町村基本構想の目標所得の1/2を超え、かつ、対象品目の収入、所得又は経営規模のいずれかが概ね1/3(27%)以上
- ②集落の農地が少ない場合の特例 …… 集落の農地面積に応じて概ね8割(64%)まで緩和
(認定農業者:都府県2.6haまで、北海道 6.4haまで)
(集落営農組織:12.8haまで)
中山間地域の集落営農組織は基本原則の5割(10ha)まで緩和
- ③生産調整組織の場合の特例 …… 地域の生産調整率に応じて7haまで緩和(中山間地域は、4haまで)

市町村特認<今回の見直しにより措置>

上記の特例に該当しないが、地域農業の担い手として周囲から認められている認定農業者又は集落営農組織であって、市町村が本対策への加入が適当であると認めるもの(水田農業ビジョンに位置付けられた者)

〔参考3〕水田・畑作経営所得安定対策による支援の内容

① 諸外国との生産条件格差から生じる不利を補正するための補てん(生産条件不利補正交付金)

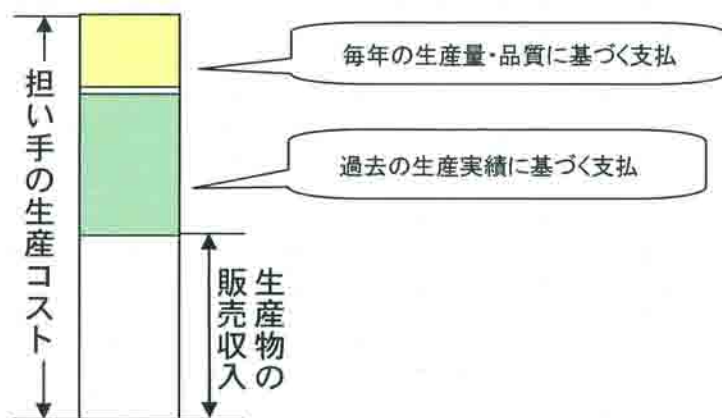
＜対象品目:麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ＞

(1) 過去の生産実績に基づく支払＜固定払＞

- 最近3年間(16年～18年)の麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの生産・出荷実績に応じた一定額の支払(現行対策における支援対象数量をもとに、面積換算されたものに面積単価を乗じた額)を、19年以降毎年受け続けることができる。
- 面積単価は、単収の違いを反映して市町村別に設定される。
- 野菜など他の作物に転換しても、同じ金額を受けることができる。
- なお、生産調整が拡大されたり新規参入したことにより、過去の生産実績がない場合は、別途支援(担い手経営革新促進事業)が行われる。

(2) 毎年の生産量・品質に基づく支払＜成績払＞

- その年の麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの品質別の生産量に応じて、支払(数量単価を基準に算定)が行われる。



担い手の生産コストのうち、販売収入では賅えない部分を補てんします。

【単価】

	過去の生産実績 に基づく交付金の単価 [面積単価]	毎年の生産量・品質 に基づく交付金の単価 [数量単価]
小麦	27,740円/10a	2,110円/60kg (Aランク・1等の場合)
大豆	20,230円/10a	2,736円/60kg (2等の場合)
てん菜	28,910円/10a	2,150円/トン (糖度17.1度の場合)
でん粉原料用 ばれいしょ	37,030円/10a	3,650円/トン (でん粉含有率17.4%の場合)

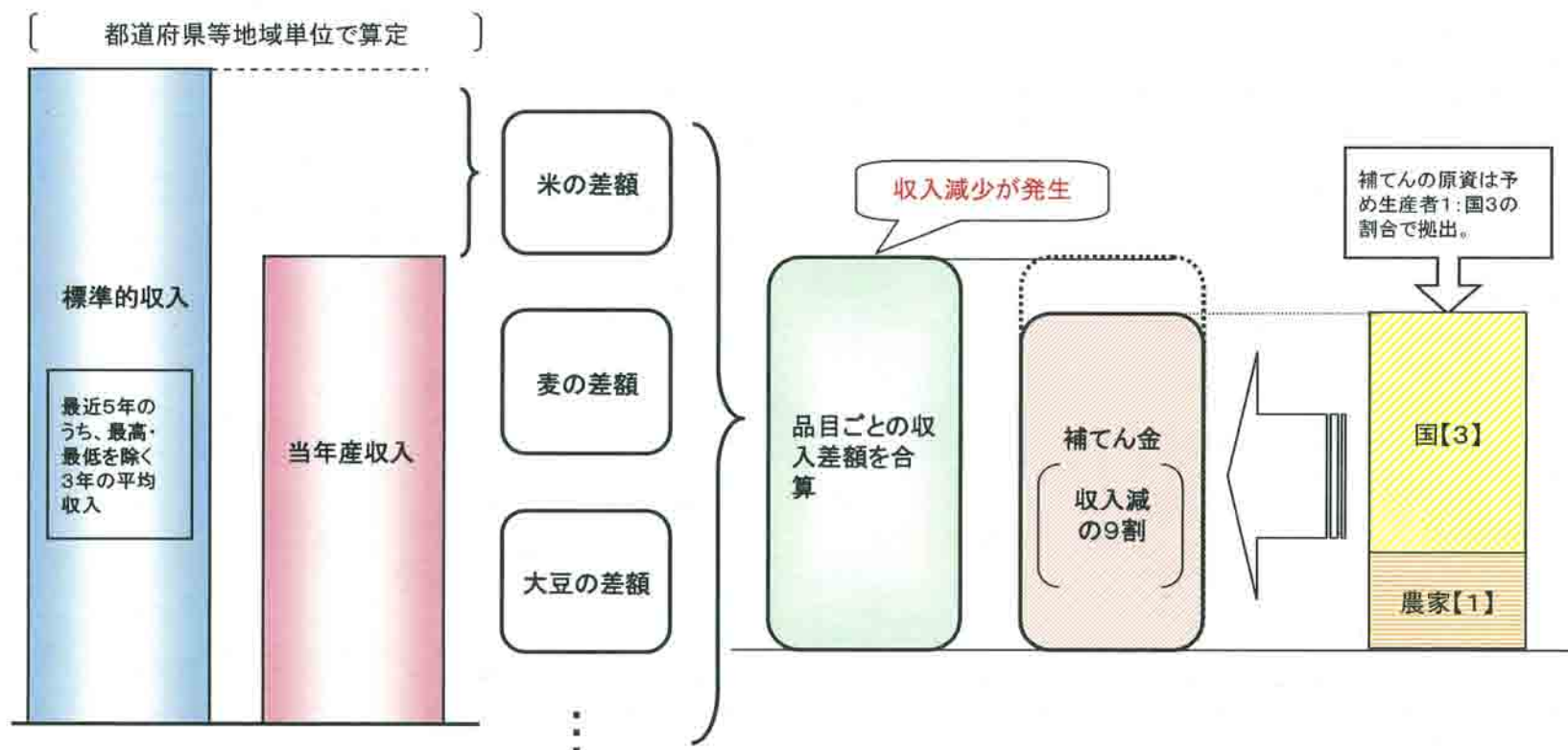
(注) 1. 面積単価は、単収の違いを反映して地域別に設定されます。

2. 面積単価の水準は、全国平均単収と同一の水準の市町村の場合のものであり、実際には単収の違いを反映して市町村別に設定。

② 収入の減少の影響を緩和するための補てん(収入減少影響緩和交付金)

<対象品目:米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ>

- その年の米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの販売収入の合計が、直近5カ年中の最高、最低を除く中庸3年(5中3)の平均収入(標準的収入)より下がった場合に、差額の9割が補てんされる。
- 補てんを受けるためには、農家も予め一定額を拠出(拠出割合は農家1:国3)。



〔参考4〕今回の見直しの経緯と概要

(1) 生産現場からの意見要望

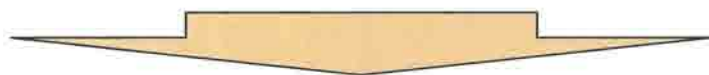
- 品目横断的経営安定対策をはじめ農政改革については、様々な意見がみられたことから、平成19年8月29日から10月5日まで、本省幹部が生産現場まで出向き（全国44道府県（東京、神奈川、大阪を除く））、農業者をはじめ関係者から直接意見等を聞く取組を実施。

地方キャラバンでの主な意見

- 品目横断的経営安定対策関連
 - ・ 仕組み・内容が難しい。
 - ・ 規模要件を弾力化してほしい。
 - ・ 過去の生産実績に基づく支払（緑ゲタ）について、直近の収量の実勢を反映しておらず手取りが激減する。
 - ・ 書類や申請手続を簡素化すべき。
 - ・ 交付金の交付時期を早くしてほしい。
 - 集落営農関連
 - ・ 組織化に向けた合意形成が難しい。
 - ・ 経理の面など、運営に不安がある。
 - 米政策関連
 - ・ 米価の下落対策を充実してほしい。
 - ・ 米の生産調整について、実施している農家が不利益を受けないような対策が必要。
- 等

(2) 今回の見直しの概要

- 農業者をはじめ関係者の意見を踏まえ、対策について、制度の基本を維持しつつ、農業者・地域の実態に即して、要件、予算措置、手続等の3つの柱からなる見直しを実施。
(平成19年12月21日「農政改革三対策緊急検討本部」決定)



要件関係

1 面積要件の見直し (市町村特認制度の創設)

地域農業の担い手として「水田農業ビジョン」に位置付けられている認定農業者や集落営農組織について、本対策への加入の道を開く。

2 認定農業者の年齢制限 の廃止・弾力化

3 集落営農組織に対する 法人化等の指導の弾力化

予算措置関係

4 先進的な小麦等産地の振興

近年、単収向上が著しい先進的な小麦・てん菜産地の安定生産を支援(予算措置)。

5 収入減少影響緩和対策の充実

19年産において10%を超える収入減少があった場合、特別な措置を用意。
20年産以降は、10%を超える収入減少に備え得る仕組みを整備。

6 集落営農への支援

集落リーダーの諸活動、リース等を活用した機械・施設の整備等に対する支援を充実。

手続等関係

7 農家への交付金の支払 の一本化、申請手続の 簡素化等

8 用語の変更による誤解 の解消

9 農業資材費等の低減 対策についての農協 系統への要請

(3) 面積要件の見直し（市町村特認制度の創設）

- 面積要件の原則や特例に該当しない農業者でも、「地域水田農業ビジョン」に位置付けられている地域の担い手（認定農業者又は集落営農組織）については、市町村の判断で水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）に加入できるよう、市町村特認制度を創設。

市町村特認制度

地域水田農業ビジョンに位置付けられた認定農業者又は集落営農組織



加入
OK

水田・畑作経営所得安定対策
（品目横断的経営安定対策）

※ 集落営農組織は、法人化計画の作成、共同販売経理等の一定の要件を満たしている必要があります。

周囲からも認められ熱意を持って営農に取り組む方に加入の道がひらかれます！
加入したい方は農政事務所・市町村等に相談して下さい。

地域水田農業ビジョン

地域水田農業推進協議会

（市町村単位等で組織化）

<メンバー>



（地域水田農業推進協議会は、生産調整を実施している市町村は全て設置）

地域水田農業ビジョン

- 自分たちの地域の水田農業をどのような形で維持・発展させていくかの姿

- ・ 地域の水田農業の基本方向
- ・ 産地づくり交付金の使途
- ・ 集落等の地区段階における合意形成に向けた話し合い等を通じて担い手をリスト化

(4) 集落営農組織の将来の不安解消

- 集落営農組織が多様な実態にあることを踏まえ、法人化等についての現場での指導が画一的なものや行き過ぎたものにならないよう措置。

5年以内の法人化について

『法人化できなかった場合は？』

→ 法人化に向けて努力してきたものの、予定期日までに法人化できなかった場合でも、**目標を延期することができます。**

『受け取った交付金は？』

→ 計画どおりに法人化できないということで、それまで受領した**交付金の返還を求められるものではありません。**



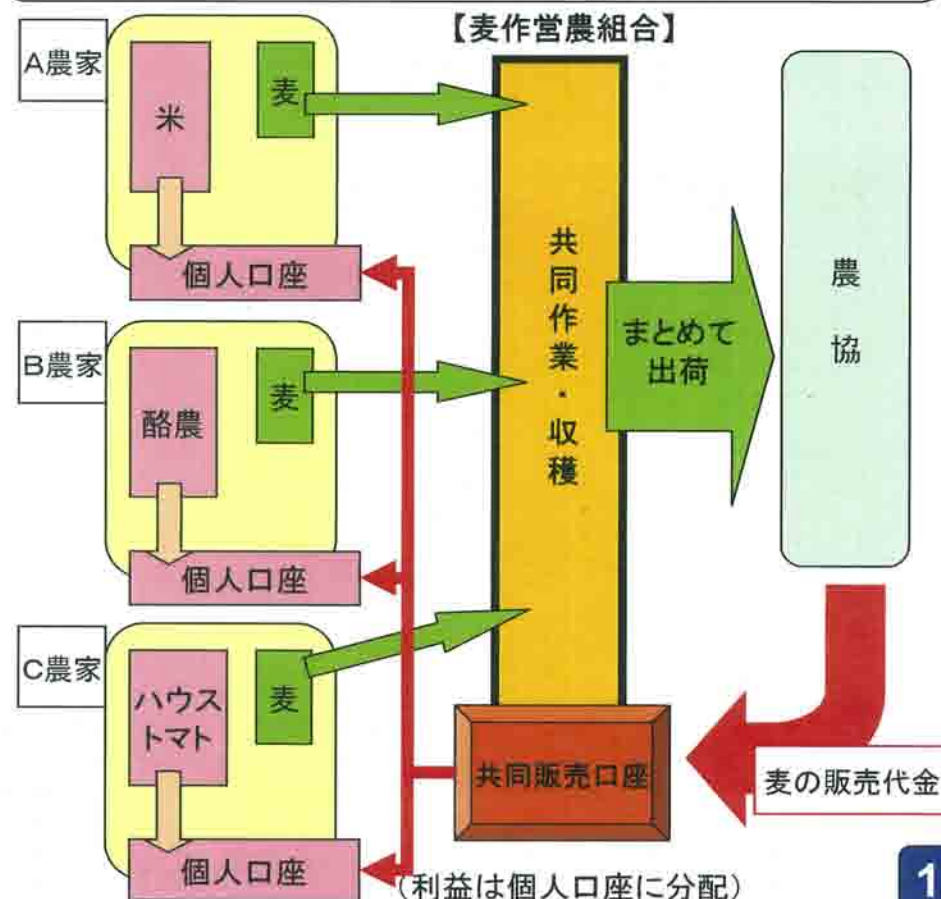
主たる従事者の目標農業所得額について

『主たる従事者を特定できない場合は？』

→ 集落ぐるみの共同出役型の集落営農組織など、主たる従事者の特定が難しい場合は、**候補者の人数を定めればよく、また、目標農業所得額は市町村の基本構想に定められている額を目標とすることでも足ります。**

共同販売経理の誤解

- 対象品目(例えば麦のみ)について、**共同名義で出荷し、その販売代金を共同販売口座で受け取る形ができればOK。**
- 営農組合から農家に対しては、利益は対象品目の作付面積等に応じて分配されるのが一般的。



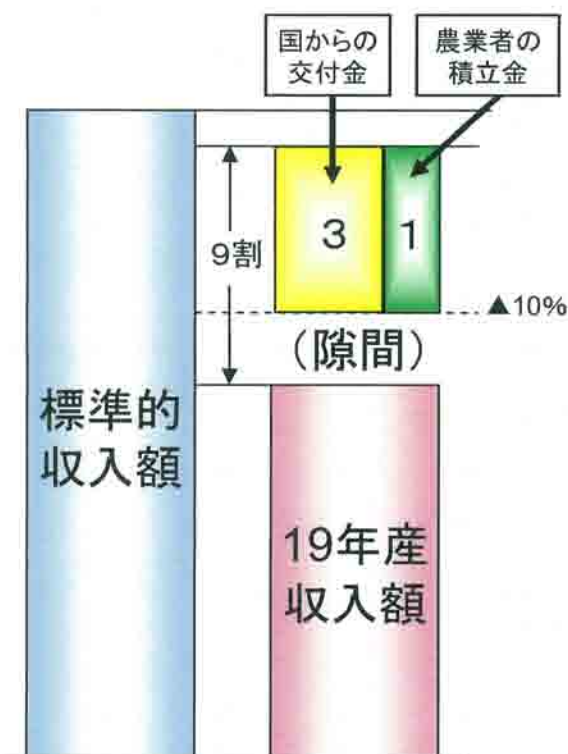
(5) 集落営農への総合的な支援



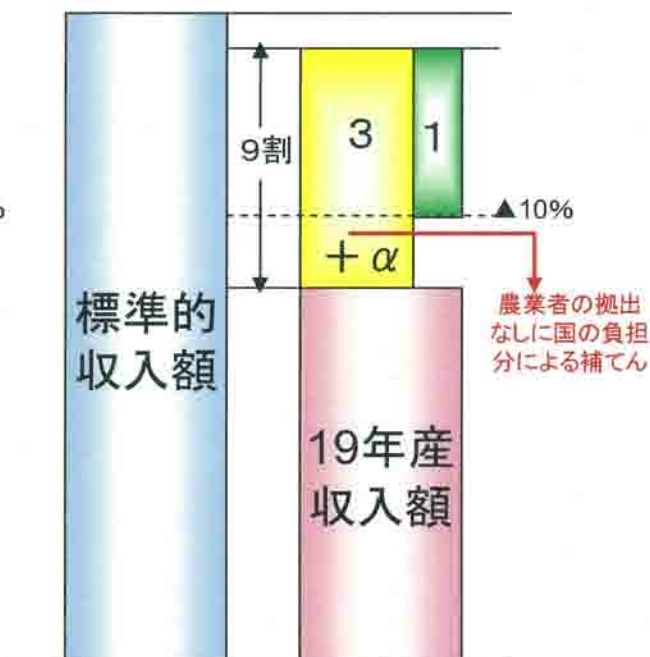
(6) 収入減少影響緩和対策の充実

- 収入減少影響緩和対策については、19年産において標準的収入額の10%の収入減少に対応し得るよう農業者が積立金を積み立てており、収入減少の9割の補てんについて、農業者と国が1対3の割合で負担。
- 19年産で万が一10%を超える収入減少が生じた場合には、その10%を超える収入減少について、農業者の拠出なしに国の負担分による補てんを実施。
- 20年産以降については、農業者の積立金不足の事態が生じないように、10%を超える収入減少に対応し得る積立金の拠出を、農業者が選択できるような措置。

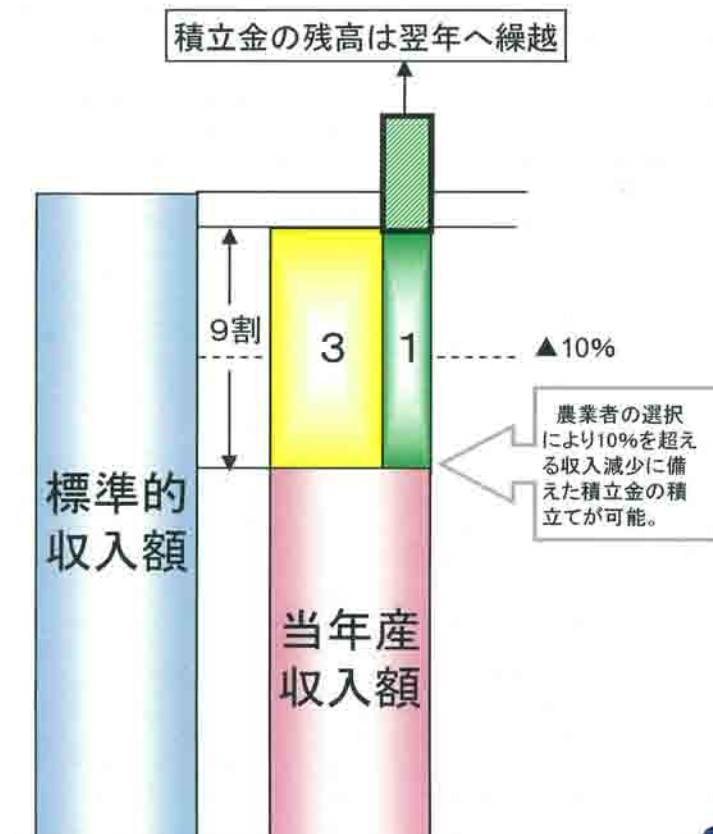
【現行の補てん】



【19年産特例による補てん】



【20年産以降の補てん】



(7) 交付金の支払いの一本化、申請手続の簡素化

- 農家の資金繰りにも配慮し、農協系統の協力を得て立替払を実施することにより、一括して支払い。
- 提出書類を大幅に削減・簡素化するとともに、申請時期を一定時期（4月～6月）に集中化。

交付金の早期支払

→ 交付時期の前倒しを行うとともに、JAの協力により、必要な地域で交付金の立替払を実施。

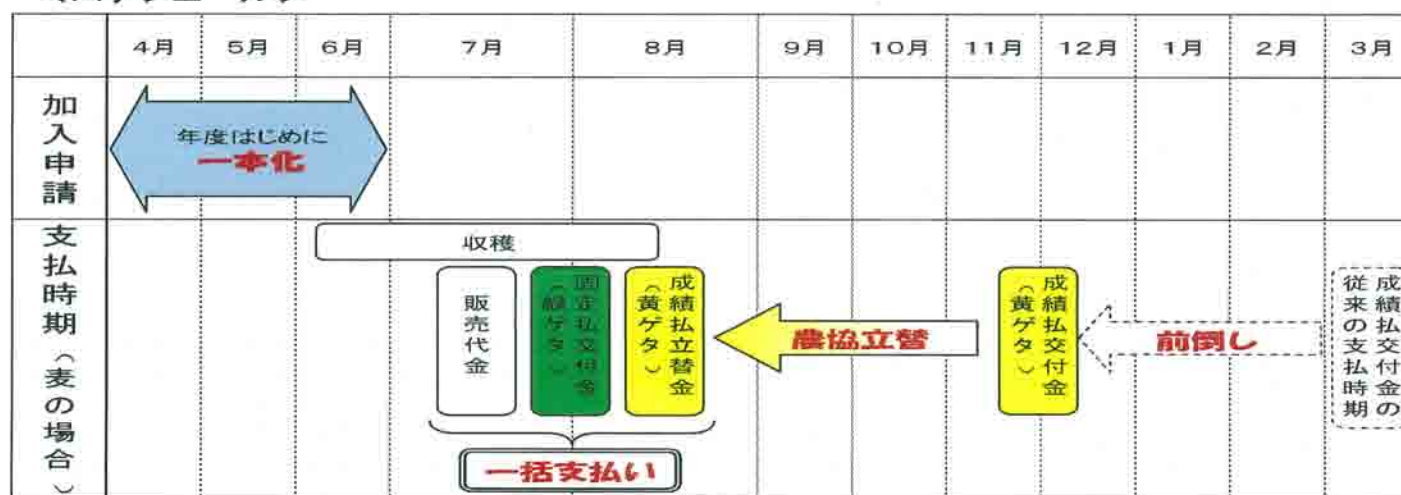
申請手続の簡素化

- 各種申請書類について、見やすく記入しやすい様式に変更。加入2年目以降はあらかじめ必要事項を印字したものを配布。
- 2年目以降変更がない添付書類は提出不要。

申請時期の集中化

→ 加入申請については、米・麦・大豆も含めて一定時期（4月1日から6月30日まで）に集中化。
前年秋に申請していた秋麦も合わせて申請可能。

<スケジュール>



(8) 名称等の変更

- 対策への誤解を解消し、制度の正しい理解の推進に資するよう、制度内容を的確に表現するものに変更。

〔対策名の変更〕

「品目横断的経営安定対策」 → (北海道向け)
「水田・畑作経営所得安定対策」
(都府県向け)
「水田経営所得安定対策」

〔関係用語の変更〕

ゲタ	→ (北海道向け) 麦・大豆等直接支払 (都府県向け) 麦・大豆直接支払	(生産条件不利補正対策)
緑ゲタ	→ 固定払	(過去の生産実績に基づく支払)
黄ゲタ	→ 成績払	(毎年の生産量・品質に基づく支払)
ナラシ	→ 収入減少補てん	(収入減少影響緩和対策)
経理の一元化	→ 共同販売経理	(集落営農組織の要件)